

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

京都市長 松井孝治

京都市規則第59号

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表1の項中「まちづくり政策監」の右に「、国際政策監」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)